

令和5年度尾張旭市一般会計補正予算（第4号）

討論要旨 勝股修二議員

本補正予算には、今般の人事院勧告に基づいて当市の人件費を増やす予算措置が組み込まれております。人事院勧告は、国家公務員の労働基本権の制限より位置づけられたものであり、尊重するものではありませんが、地方自治体においては、各地域の特異な事情や財務状況など実情において裁量を認められたものでもあります。

令和5年10月13日に行われた尾張旭市特別職報酬等審議会の時点では、公金詐取事件において詐取された公金の回収が困難であることは完全には明確にはなっておらず、特異な事情として議論には上がっていません。労働の対価、生活の糧としての賃金といった意味合いを持つ一般職員のベースアップについては異論なく、物価など社会情勢に合わせて行うべきであると考えますが、経営責任を持つ特別職、議員、幹部職員については、職責に応じた報酬と捉えられることから、本市の財政状況を考慮するとともに、公金詐取により本市市民の財産である公金が回収困難にある現状では、特別職、議員、幹部職員の報酬アップについては一考を要するところであると考えます。

同様に、第49から第53、第55から第57号議案についても、反対の立場を表明させていただき、第49号議案の反対討論とさせていただきます。